

令和元年5月29日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

1. 背景・目的

政府における情報システム等の調達においては、予算要求の段階から仕様を詳細に確定させることが困難な場合もあるため、行政と事業者が一丸となって価値を生み出すためには、発注者たる行政と受注者たる事業者が政策課題を共有し、対話を通じて相互理解を深めた上で契約することが重要であるが、調達仕様書等のドキュメント以外の意思疎通手段は乏しい状況にある。したがって、従来の調達の仕組みに加え、情報システム等に特化した新たな調達・契約方法の導入が必要との考えから、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下部組織の実務担当者ワーキンググループ等において、機動的かつ効率的、効果的な調達・契約方法に関して検討してきたところである。

本骨子は、令和2年度(2020年度)の試行運用を実施するために必要な措置を講じることを目的として定めるものである。

※情報システム等の調達には、仕様書作成支援や工程管理などの情報システムに関連した役務調達も含む。

2. 対象となる情報システム等の調達

適用対象となる情報システム等の調達は、「発注者が最適な仕様書を作成できない情報システム等の調達」又は「入札に付しても一者による応札が高いと想定される情報システム等の調達」の2つの場合を想定し、具体的なイメージとしては、以下のいずれかの要件に該当する場合とする。

(1) 「発注者が最適な仕様書を作成できない情報システム等の調達」

発注者側において最適な開発手法等の選択を行うことが困難であり、設計開発する事業者において、独自の高度で専門的な開発手法等を活用することが最適と考えられる情報システム等の調達

(具体的なイメージ)

- ・ 機微情報を取り扱うシステム及び漏洩による社会的・経済的混乱を招く恐れのある情報を取り扱うシステムの場合
- ・ 新規の調達であり、プロジェクトの計画段階で機能やリソースを確定させることは、政策目的を達成し得ないリスクが大きい場合
- ・ 大規模な情報システムの改修において、業務の実施方法や改修内容等の仕様の前提となる条件が複雑で多岐に渡るため、仕様書の提示が困難な場合
- ・ 技術的構造の異なる複数の情報システムとの連携や制度・業務見直しに伴う頻繁な機能改修が見込まれる場合

(2) 「入札に付しても一者による応札が高いと想定される情報システム等の調達」

既存システム開発等の事業者による一者応札が複数年続いているシステムを対象に仕様内容等に関する技術的対話等を通じて条件の見直しを行うことで、複数の事業者の参加が期待され、かつコスト削減される可能性がある情報システム等の調達

3. 調達方法

調達方法は、一般競争（総合評価落札方式）や企画競争をベースにした技術的対話が可能な調達方法とする。

(1) 技術的対話等による調達方法①【一般競争（総合評価落札方式）】

技術的対話等による一般競争（総合評価落札方式）は、発注者が技術提案要領を作成し、これを仕様書として官報等に公告し、応札意思のある事業者からの技術提案を基に技術点による評価を行い、価格との総合点によって落札業者を決定する方式である。技術提案の評価段階において、提案事業者と技術的対話を行いながら技術提案の改善・再提出を求め、改善された技術提案に基づき入札を行う仕組みとする。

なお、透明性を確保するため、技術的対話等の内容は、可能な限り公表するものとする。

(2) 技術的対話等による調達方法②【企画競争方式】

技術的対話等による企画競争方式は、発注者が調達の概要となる書類を作成し、公募公告した上で、提案意思のある事業者からの技術提案書を基に提案内容と価格について、技術的対話等を行い、最も優れた技術提案書を提示した事業者を優先交渉権者として、最終の技術的対話等を行った上で事業者を決定する仕組みとする。

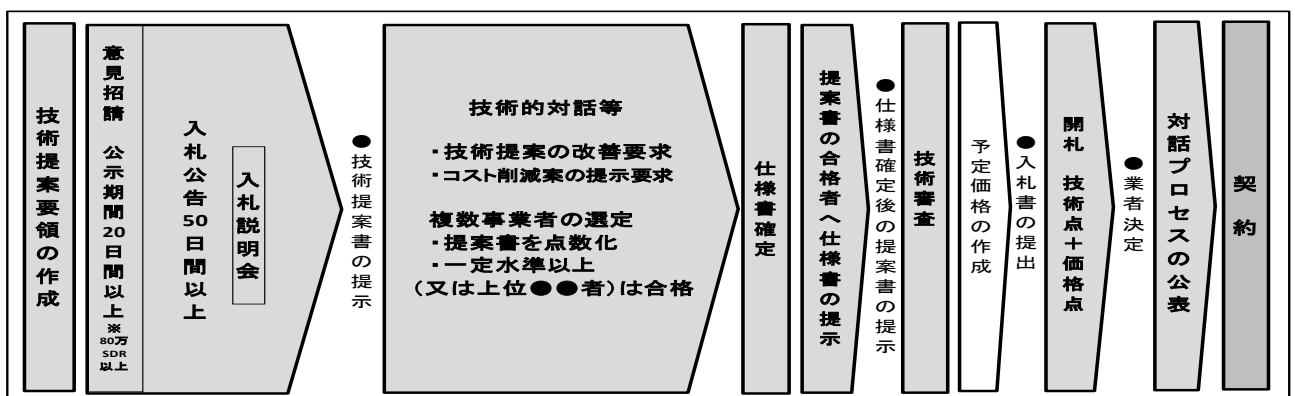
なお、透明性を確保するため、技術的対話等の内容は、可能な限り公表するものとする。

4. 関係法令等との関係整理

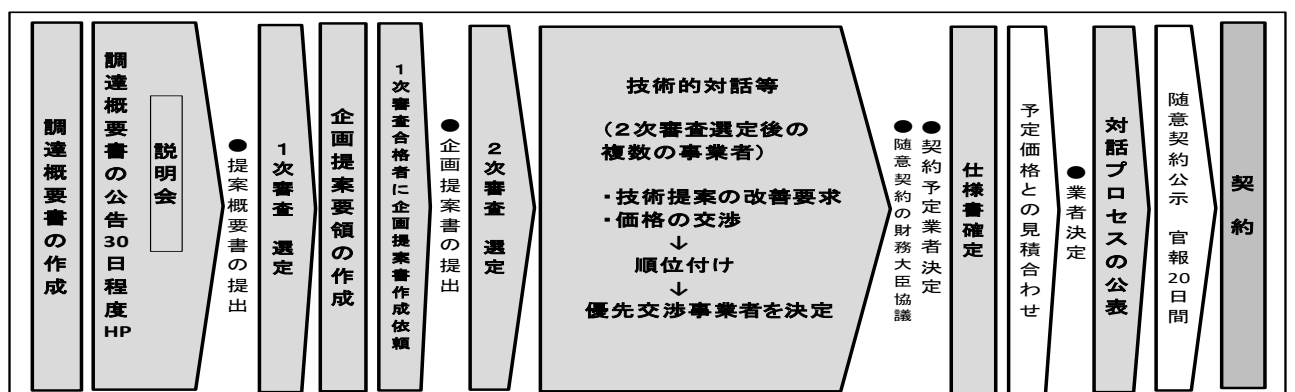
試行運用する調達方法は、会計法令等の現行の調達ルール の範囲で実施するものとする。

5. 調達手順のイメージ

技術的対話等による調達方法①【一般競争（総合評価落札方式）】



技術的対話等による調達方法②【企画競争方式】



6. 試行運用のための手順

令和2年度(2020年度)の試行運用を実施するために、試行運用のための手引を作成する。

7. 試行運用で適用する情報システム等の調達決定時期

令和2年度(2020年度)の予算要求時期(令和元年6月～8月頃)から内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室において選定する情報システム等の調達について、関係省と調整した上で決定する。

8. その他

本骨子以外の調達方法、契約方法の在り方等については、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下部組織による実務担当者WG等において引き続き検討することとする。